

社会福祉法人美芳会 行動計画

社会福祉法人美芳会
理事長 大塚芳正

法人に勤務する社員が仕事とプライベートを充実させ、社員全員が働きやすい職場をつくることによって、その能力を発揮できるよう以下のように行動計画を定める

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

1) 有給休暇の取得平均日数を正社員 12.5 日／年へ向上させる。非常勤職員は 80%以上

<対策>

平成 30 年 4 月～	計画有給制度の制度通知
平成 30 年 4 月～	計画有給制度の年取得計画の策定
平成 30 年 4 月以降毎月	有給取得状況を事業所へ報告・開示
平成 30 年 10 月～	有給取得状況を責任者への人事考課制度反映の検討
平成 31 年 3 月	労務成果の人事考課制度への規定変更
平成 31 年 4 月～	人事考課への実施、平成 30 年度と同様の計画

2) 男性職員の育児休業の利用促進を図る

<対策>

平成 30 年 4 月～	職員向けに育児休暇制度の説明と権利発生時の取得方法の説明・周知を行う
平成 30 年 5 月～	管理者向けに育児休暇制度の説明と権利発生時の取得方法の説明・周知を行う

3) 地域の子どもの施設見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

平成 30 年 4 月～	受け入れ体制について検討開始
平成 30 年 10 月～	受け入れを行う施設や部署への説明及び体制作り
平成 31 年 4 月～	関係行政機関、学校との連携

平成 31 年 5 月～	社員への周知及び市広報誌などによる取組の周知
平成 31 年 7 月～	施設見学及びインターンシップの受け入れ開始

4) 子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を平成 32 年 3 月までに実施する

<対策>

平成 30 年 4 月～	検討会の設置
平成 30 年 10 月～	社内報などによる社員への参観日実施についての周知
平成 31 年 3 月～	参観日の実施、社員へのアンケート調査
平成 31 年 4 月～	次回に向けての検討